

一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

2022年8月22日

多摩市議会議員 小林憲一

多摩市議会議長 いいじま 文彦 殿

質問項目

1. 利用しやすく、人権を保障する生活保護制度に
2. 選挙権行使のバリアをなくそう
3. 暮らしを支える基盤整備に全力を…百草団地商店街からのスーパー撤退への対応

答弁者

市長・教育長等

受付	令和 4年 8月22日	No.23
	午後 3時20分	

項目別質問内容

1. 利用しやすく、人権を保障する生活保護制度に

コロナ禍になって、あしかけ3年が経ちます。ところが、このコロナ禍でもっとも生活を苦しめられていると思われる方たちによる、生活保護の利用が十分にされているのでしょうか。コロナ禍で生活保護利用者は、少しずつ増えてきましたが、今年6月1日付の全国的な調査では、被保護実人員数が前年同月比で19,758人減少(1.0ポイント減少)しています。被保護世帯数、保護申請件数、保護開始世帯数とも、同様に減少傾向です。

なぜでしょうか。この背景には、第一に、「必要なときに、誰でも、無条件に」利用できる生活保護制度の実態が知られておらず、相談や申請にも行きつかない、第二に、相談や申請をしても、利用開始になるまでのハードルが高い、などなど、一言で言えば、困ったときにいちばん利用してもらいたい制度でありながら、もっとも利用しにくい制度という実態があるのではないのでしょうか。今回の質問では、この問題意識を踏まえて、以下、市長の見解を質します。

(1)生活保護制度の、よりいっそうの周知の必要性

①「生活保護のしおり」の多様化と活用について

現在の多摩市の「生活保護のしおり」は、この間、改善され、生活保護制度が、憲法25条の生存権保障を踏まえた人権を守る制度であることが明記され、かつ利用者にとってわかりやすくなっています。また、このダイジェスト版が、市役所はじめ公共施設の窓口等にも置かれているということですが、これにとどまらず、利用者用の「しおり」のほかに、たとえば、「一般用」「相談者用」「申請者用」等、目的に応じた複数の種類の「しおり」をつくり、一般に目に触れるようにしておくなどの工夫はできないのでしょうか。市長の見解を求めます。

②「生活保護ポスター」の作成と貼りだしについて

以前から提案してきましたが、「生活保護制度は、必要なときに、誰でも、無条件に利用できる制度」などのことを明記したポスターをつくり、市役所ロビー、公共施設、公民館・コミセンなどのほか、コンビニ等にも貼りだしてもらえるよう働きかけるなどのことをおこなっていただきたいと考えますが、市長の見解を求めます。

③ホームページと「たま広報」の活用について

これも以前から、提案してきましたが、ホームページに「お金に困ったとき」など一目でわかるバナーをつくる、また、「たま広報」で特集を組む、毎号、生活保護・生活困窮に関する「制度お知らせ」「お役立ち情報」など囲み記事を載せる、などの工夫をしていただきたいと考えますが、市長の見解を求めます。

④オンライン申請への道を切り開く

現在の申請方法だけでなく、若年層になじみのある「ネット申請」実施の道を開いていただきたいと考えます。その前段階として、多摩市で独自にできる「オンライン相談」「オンライン生活保護相談」を導入していただきたいと思いますが、市長の見解を求めます。

⑤生活福祉資金の「コロナ特例貸付」の返済開始への対応

項目別質問内容

2023年1月から、社会福祉協議会でおこなってきた「コロナ特例貸付」の返済が始まります。住民税非課税世帯は返済免除となりますが、相当程度の方が、返済に窮する事態が予想されます。社会福祉協議会や「暮らし・仕事サポートステーション」との連携を密にして、必要な方が生活保護利用につながるなど適切な対応を求めますが、市長の見解を求めます。

(2)相談・申請から、利用へのバリアをなくす

①相談者・申請者が望まない「扶養照会」の廃止について

相談・申請から保護開始につながるバリアの1つとして指摘されてきたのが扶養照会です。この間、国会審議などを受けた厚生労働省の運用改善などで相当程度、改善されてきたと思いますが、これをさらに一歩すすめて、相談者・申請者が、「扶養照会をしないでほしい」旨を明確に意思を示せるように、記入が簡単な「申出書」をつくり、申請書類に加えていただきたいと考えますが、市長の見解を求めます。また、「生活保護のしおり」にも「扶養照会を断ることができる」ことを明確に書き込んでいただきたいと思いますが、市長の見解を求めます。

②相談時、申請時に、居所（住む家）がない方への対応について

ホームレスなどの事情で、居所がない方への対応が、「生活保護のしおり」には明確に書かれておりません。この改善を求めるとともに、利用者が尊厳をもって速やかにアパート等で暮らしが始められるように、基本的に「無料低額宿泊所」への案内はやめることを求めます。市長の見解を求めます。

(3)市役所上げて「人権と生活を保障する」生活保護制度に変えていく

①実質的にケースワーカーひとり当たり80ケース以内になるように

「産休・育休」の職員がいる場合でも、80ケース以内になるように担当職員を増やすことを求めます。市長の見解を求めます。

②担当職員の休養、研修、専門家の配置

担当職員が、いつも精神的肉体的に健康でいられるよう適切な休養と研修が受けられるようにすることを求めます。市長の見解を求めます。また、少ない割合で専門家を配置するとともに、若い職員が生活保護担当で経験を積み、人権感覚を養ったうえで、市役所内のほかのさまざまな部署で活躍できるようにする人事政策を求めます。市長の見解を求めます。

③生活保護利用者の大学・専門学校進学への道を開く

生活保護制度を利用したまま、大学・専門学校への進学ができるようにすべきだと考えますが、市長の見解を求めます。

2. 選挙権行使のバリアをなくそう

7月の参議院選挙で、私自身が、政策や支持の訴えをするなかで、今回ほど、高齢者を中心に「やむを得ず棄権します」という声を多数聞いたことはありませんでした。そのほとんどが、投票に行きたくても、投票所まで足を運ぶことができないという身体的な理由で「棄権する」ということであり、その悔しい思いも伝わってきました。

項目別質問内容

もちろん、選挙権を行使しないことも含めて、政治参加の国民の権利ですが、物理的な理由で、選挙権を行使することが保障されていないとすれば、このこと自体が、憲法違反であり、その状態を放置すること自体も憲法違反だと考えます。そういう立場で、多摩市選挙管理委員会を含め、選挙権行使を保障する立場の行政機関の姿勢を質したいと考えます。

以上をふまえて、以下、多摩市選挙管理委員会、及び市長の見解を質します。

(1) 現行の選挙制度の改革に属すること

以前から指摘してきましたが、郵便投票に関する条件緩和について、現状と多摩市選挙管理委員会の認識をお答えください。

(2) 多摩市選挙管理委員会の所掌範囲で改革できること、改革しなければならないこと

① 投票所まで足を運ぶための移動手段を保障する

「移動投票所を設けること」「投票所までの車（バス等）を運行すること」「投票所までのタクシー券等を配付すること」などの検討を求めます。見解をうかがいます。

② 投票区の適切な分区

より身近なところに投票所を設置することが必要です。有権者数の多い投票区を、容易に投票所に行けるように地理的な状況も加味したうえで、分区によって解消することが必要です。見解を求めます。

③ 期日前投票所のうち、駅前臨時投票所の開設期間の延長

現在の3カ所の臨時駅前投票所のうち、多摩センターが、投票日直前の火曜日～土曜日、聖蹟桜ヶ丘駅前と永山駅前が、火曜日～金曜日となっています。後者についても、土曜日まで延長してほしいとの要望がたいへん多く寄せられています。また、国政選挙など比較的選挙期間が長い場合は、前週の土・日から実施してほしいという要望もあります。現状と課題を含め、見解をうかがいます。

(3) 被選挙権の保障に関わって

以前の質問でも指摘しましたが、公営掲示板の設置場所によっては、高齢者も含めた一般市民が貼りだすという前提ではなく、足腰の達者な方が、脚立等を使わなければ安全に貼れないというようなところも、依然として残されています。引き続き、改善を求めます。見解をうかがいます。

3. 暮らしを支える基盤整備に全力を…百草団地商店街からのスーパー撤退への対応

今年6月いっぱいをもって、多摩市の百草団地住民などが長年利用してきた百草団地商店街内のスーパーマーケット（施設は日野市内）が閉店しました。団地住民は、バスに乗って隣の高幡台団地まで買い物に行く、あるいはもっと足を伸ばして聖蹟桜ヶ丘駅前や日野市の高幡不動駅前まで行かねばな

項目別質問内容

らず、車を持たない、特に高齢者にとっては、たいへん不便な事態に直面しています。

対応策の1つとして、現在、電鉄会社の移動販売車が、週に2回、団地内の日野市側の通称「アポロ広場」で店を開いていますが、一日も早く、後継のスーパーマーケットを誘致してほしいとの要望を、団地住民からうかがっています。このことをふまえ、以下、市長の見解を質します。

(1)現状での団地住民の困りごとについて、市長は、どのように認識し、受けとめていますか。

(2)前項の認識をふまえて、後継スーパーマーケット誘致について、一日も早い具体化を、多摩市として求めてほしいと思いますが、市としてどのような要望をUR等に上げていますか。また、UR等の回答はどのようなものになっていますか。お答えください。

(3)移動販売車の開店回数が増、開店場所が増(現在の開設場所の日野市側「アポロひろば」だけではなく、多摩市側にもなど)、また、多摩市のごみ袋販売場所の設置などの要望について、市としては、どう把握し、改善しようとしていますか。お答えください。

資料要求

①「質問1の前文」に関わって、多摩市での生活保護利用の変化を示す資料。具体的には、「被保護実人員数」、「被保護世帯数」、「保護相談件数」、「保護申請件数」、「保護開始件数」、それぞれについて、直近(たとえば2022年7月1日付)と、前年同月同日との比較。5年間遡って、2018年～2022年について。

②「質問1-(1)の①」に関わって、「生活保護のしおり」ダイジェスト版を置いてある場所一覧

③「質問1-(1)の④」に関わって、現時点で、「オンライン生活相談」「オンライン生活保護相談」を実施していることが確認できる都内の福祉事務所一覧(わかる範囲で)。

④「質問1-(1)の⑤」に関わって、多摩市在住者で、「特例貸付」を受けている方の人数、そのうち返済免除になる方の人数、早ければ2023年1月から返済を迫られる方の人数。

⑤「質問1-(2)の①」に関わって、生活保護利用者のうち「扶養照会」を実施した割合…2017年度～2021年度の5年間。また、「扶養照会」を実施して実際に扶養につながった方の割合…2017年度～2021年度の5年間。

⑥「質問1-(3)の①」に関わって、ケースワーカーひとり当たりのケース数(定員と実質とに分けて)。

⑦「質問1-(3)の②」に関わって、現在のケースワーカーと査察指導員(正規職員、再任用職員、会計年度任用職員)の持つ社会福祉に関する資格一覧。また、年代別内訳(20代、30代、40代、50代、60代)。

項目別質問内容

- ⑧「質問1-(3)の③」に関わって、現在の多摩市の生活保護利用世帯のなかで、大学・専門学校進学を希望していると、担当でつかんでいる方の数。
- ⑨「質問2-(2)の②」に関わって、この間、出されている分区の要望の内容一覧（選挙管理委員会への要望や市議会等での要望も含め）。
- ⑩「質問2-(2)の③」に関わって、現在の3カ所の臨時駅前投票所の具体的な開設日時（時間と曜日）。
- ⑪「質問3-(2)」に関わって、他の地域における当該スーパーマーケットの撤退を受けて、後継のスーパーマーケット誘致等の状況（わかる範囲で）。この間の多摩市内での団地商店街からのスーパーマーケットの撤退、後継のスーパーマーケット誘致、出店等の状況一覧。

一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

2022（令和4）年8月23日

多摩市議会議員 しのづか 元

多摩市議会議長 いいじま 文彦 殿

質問項目

- 1 入札・契約制度について
- 2 都市整備について

答弁者

市長・教育長等

受付	令和4年8月23日	No.24
	午前11時20分	

1. 入札・契約制度について

入札・契約制度については、国や他の自治体でも状況に応じた様々な改正がなされています。多摩市でもこれまで、公契約条例の制定をはじめ、総合評価落札方式の導入や予定価格の事前公表、低入札価格調査制度の実施など、より公平・公正で競争性が発揮され、透明性のある契約制度の構築を目指してきました。一方でその時々々の社会情勢の変化にも気を配った検討と見直しも必要です。現状における課題の認識とこれまでの検討状況などをいくつか確認させていただきたく以下質問いたします。

- (1) 市は工事契約制度、委託契約制度ともに制度改正の基本的な考え方に基づいて見直しを図ってきたものと考えますが、公契約条例制定以降の見直しの内容と現状の課題についての認識を伺います。
- (2) 多摩市では予定価格が5,000万円以上の工事の入札を総合評価落札方式による条件付き一般競争入札で行っています。以前の質疑で特別簡易型の評価項目及び評価点の見直しについて、工事成績評点や地域貢献実績などいくつかの指摘と改善点についての提案をいたしました。その後の検討状況について伺います。
- (3) 公共工事の質を更に向上させるためには、入札制度の適正化とともに最適な事業者による設計、現場施工管理とそれを管理・監督する市の監督員の質の向上であると考えます。市として監督員の人材育成をどのように考え、対応しているのか伺います。
- (4) 原油価格高騰を背景とした各種建設資材の高騰も深刻な状況になっています。多摩市ではここ数年、インフレスライド条項を適用して価格変動に対する対策を行っていますが、昨今の急激な価格高騰に対する対策としては十分とは言えません。公共調達の際の質の確保のためにも早急に対策を講じるべきと考えますがいかがですか。
- (5) 市では施設の管理・運営業務や設計・コンサルティング業務など主に委託契約における選定方法として公募型プロポーザル方式による選定を行っています。プロポーザルは、価格のみの競争ではなく、発想や課題解決方法、取り組み体制などを独自提案してもらい、最適な事業者を選定する方式であり、有効な選定方式である一方で決定プロセスが複雑なため、公平性・透明性の確保が課題であると思います。市はこの公平性・透明性の確保に向けてどのような対策を講じているのか伺います。

2. 都市整備について

先日開催された第2回多摩市都市計画審議会では、「多摩市都市計画に関する基本的な方針」（多摩市都市計画マスタープラン）の改定を2024（令和6）年度末を目標に取り組むことが報告されました。ほぼ同時に（仮称）第六次多摩市総合計画の策定も基本構想の期間を10年間として進むことから、ソフトも含めた上位計画である総合計画とハードの長期計画が同じ計画期間、同じ改定時期で連動することになります。しかしながら都市の更新の場合は経済状況の変化や合意形成の難しさ、住民の高齢化などにより、なかなか計画通りに事が進まないのが実情です。今後はますますコーディネーターとしての市の役割が重要になってくると思われることから、以下質問いたします。

- (1) 都市計画マスタープランの改定については、コロナ禍による社会情勢の変化も踏まえた改定が必要であると判断し、改定の時期を見送っていたとのことですが、コロナ禍を経験して見えてきた都市計画上の課題とはどのようなもののでしょうか。現状の課題を伺います。
- (2) この先10年の住宅事情を考えたとき高齢化の進行が急激な多摩市、特にニュータウンエリアにおいての空き家対策は必須であると考えます。将来の空き家の増加についての認識と今後の対策についてはどのようなことを考えているのか伺います。
- (3) 以前の質問でも提案しましたが、都営住宅の建て替えで行っているような連鎖性をもった都市再生を、これから生まれてくる創出用地なども活用して、分譲の管理組合などの建て替えでも展開できるように条件整備を進めるべきと考えます。市の見解を伺います。
- (4) 南多摩尾根幹線沿道土地利用方針では、市を事務局に、都・UR・JKKと連携したプラットフォームの検討が提案されています。団地再生でもこのプラットフォームの活用を拡げていくべきと考えますが、市の見解を伺います。
- (5) かつて多摩市に子どもが多かった時代に設置された歩道や公園などの車止めが、高齢化社会を迎えている現在においては思わぬバリアとなって高齢者や障がい者の車いすの通行の妨げとなっています。早急な改修が必要と思われませんがいかがですか。

一 般 質 問 通 告 書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和4年8月23日

多摩市議会議員 藤原マサノリ

多摩市議会議長 いいじま 文彦 殿

質問項目

- 1 新型コロナウイルスを総括する
- 2 (仮称) 歯と口腔の健康づくり条例の制定に向けて

答弁者

市長・教育長等

受 付	令和 4年 8月23日	No.25
	午前10時30分	

1 新型コロナウイルスを総括する

新型コロナウイルスの感染者が国内で初めて確認されてから2年7か月が経過。この間、国民はもとより政治、行政、医療関係者、事業者など、国家・国民を挙げての懸命な取組が進められてきました。

しかし、新型コロナウイルスの感染は世界的にも未だ終息するに至っていません。実際に8月18日時点で多摩市内の累積感染者数「18,959人」、退院および治療終了「16,809人」、現在の患者数「2,150人」、入院中「198人」、宿泊療養者数「62人」、自宅療養者数「1,653人」、調整中「237人」といった状況です。

(通告時点の多摩市公式HP最新情報から)

これまで市が懸命に対応してきた様々な取組を客観的に振り返り、現段階で課題を整理しておくことは、次の感染症危機に向けた迅速な対応の礎になると考えられます。よって今回取り上げました。

これまでの経緯をざっと振り返ってみますと、コロナが大きく発生し始めた当初の段階では、政府は可能な限りウイルスの封じ込めを目的として感染者の特定と隔離を基本としつつ、最初の緊急事態宣言を発出しました。つまり、外出自粛や営業自粛によって人流を7割から8割減らすことを目指し感染拡大の抑制に取り組みました。

我々自治体もその方針に沿って緊急対応をして来たのは記憶に新しいところがあります。この間にも有効なワクチンと治療薬の開発が急がれましたが、これらが実用化されるまでの間、感染拡大防止対策と社会経済活動の両立をどのような方法で行うかが大きな課題でありました。結果、ウイルスとの共存が長期化する事を前提に、それぞれのリスクに応じた対策を模索。具体的には、時短要請等に対して協力金の支援やまん延防止等重点措置を創設し、地域や業種を絞り込みながらも暗中模索の中で対策を進めてきたと言うのが実態でした。

その後、欧米から遅れること数か月。わが国でもやっとワクチン接種がスタートしましたが、接種予約時の混乱や接種会場の確保、更にはワクチン薬の保管などに多くの混乱があったことも事実でした。

同時に、保健所業務の逼迫やコロナ治療のために確保されたはずの病床が、医療関係者の人出不足などから十分に稼働できないケースが生じたり、自宅や宿泊療養施設で容体を悪化させる方が相次いだり、また、救急搬送が困難な事例も多々あり、保健・医療提供体制の混乱が大きくクローズアップされた状態が続きました。

これらの状況を振り返った時、次々と出現する変異株に対し、医療機関や専門家、あるいは地方公共団体など、各層が最大限の努力を進めたものの、残念ながら各層・各団体間の連携や意思決定プロセスが不透明であったり、更には科学的な知見に基づく分析が十分であったかと言う点には、いささか疑問が残らざるを得ないでしょう。

また、自宅や施設で療養する方々の健康観察や医療提供など、緊急医療体制が脆弱であったことも事実です。また、通常医療に用いている病床を新型コロナ病床として確保するには、新たな医師・看護師の確保や入院患者に転院して頂くなど、多くの調整が必要になり、そのための仕組みやルールなどを走りながら決めていった事も現実でありました。

また、いわゆるかかりつけ医といわれる地域で身近な医療機関に相談・受診できる体制の確保にも時間を要しました。現在では感染状況等の情報の収集及び発信は充実してきておりますが、医療用物資の不足や検査・病床確保などの保健・医療提供体制には未だ厳しいものがあります。

このような教訓を踏まえ、緊急時にオールジャパンで取り組めるよう、有事における法規制整備や様々な立場から情報を収集・分析できる体制づくり、また地方公共団体がスムーズに情報収集できる環境整備などを推進することは必須であり、それが結果的に感染症対策の社会的負荷を軽減することにつながるのだと思います。従って、様々な課題について優先順位や時間軸を定めて整理し、中・長期的な具体策を策定する必要があると考えています。改めて、今後の危機管理という意味合いからも、ここで総括する必要性があると思ひ、以下質問するものであります。

(1) この2年7か月の間、多摩市もその対応に懸命に取り組んできたことは良く承知をしているところです。コロナ対策の総括及びそこから浮かびあがった課題の解決は主に国レベルが中心になるでしょうが、一方、市民に最も近い自治体としても、また保健所を持たない自治体としても、その総括と今後の課題を浮き彫りにすることで、これからの危機に改めて備える必要があると感じております。よって、この間、様々な難題に直面してきましたが、主にどの様な問題があったのかお訊ねいたします。

(2) 行政は、時に縦割り行政と言われ、あまり良くないケースにおいて使われますが、今後のコロナ対策では、これを機に縦割り改善論が高まっているケースもあるようです。それら、有事における体制づくりについての考え方を伺います。行政各部が平時から有事の備えに対して総合的かつ一体的にまとまりながら、実践的な訓練やそれぞれの機能チェックなどを行うとともに、有事に招集する職員を日頃から明確にしておくなど、現実立った運営を実現することが大事であります。市の見解を伺います。

(3) 新型コロナの感染拡大によって救急患者が多発する場合、搬送先の確保が困難になっている状況が多々あります。この夏も熱中症の多発と重なった場合、その現状は悲惨なものであります。全国では、救急患者の搬送時に、病院から続けて3回以上断られたケースもあったようです。救急車が現場に30分以上留まったケースを搬送困難事案と言うそうですが、この夏この様なケースはコロナ前と比較して6倍も増えているとの事です。無論、医師や看護師にも感染患者がいるわけであり、医療現場の逼迫改善は急務であります。

そこで、日本感染症学会は、若くて持病が無く、飲食が出来る人は自宅療養が可能であり、救急車を呼ぶかどうか迷う場合には、自治体の窓口にご相談するよう勧めています。今後、救急現場の負担を軽減するため、自治体も相談窓口の拡充に努めて欲しいと、日本感染症学会は言っていますが・・・市の見解を伺います。

(4) コロナ後遺症について、心配する声が多々寄せられています。現在のところその主な内容はコロナ感染後の後遺症についてであります。

一方、今後懸念されるのは、コロナワクチン接種によるワクチン後遺症です。予防接種法には健康被害救済制度が定められており、仮にワクチン接種による後遺症が残った場合、因果関係が立証されれば保障につながったケースも出て来ています。まずそのような場合、医療機関、保健所はもちろんですが、少なくとも身近な市役所内にも、専門家による相談機能を設ける必要があるのではないかと思います。市の見解を伺います。

(5) 政府および政府分科会は、新型コロナウイルス感染症を、現在の2類相当から5類相当へ移行しようとしています。その主な理由は、現実に全数把握が困難であり、それを正確に進めようとした場合医療現場の業務負担が非常に大きいと言う声現場から上がってきているから・・・としています。現場の負担軽減だけの問題なのか？それともただの風邪と同等に扱うのか？見解は様々に別れており、正直言って市民の皆さんの中にも、少なからず戸惑いがあると思います。どう捉えて良いのか・・・市の見解を伺います。

(6) 災害避難時についてお聞きします。万が一感染が拡大している最中、大きな災害、とりわけ大型地震が起きた場合、避難時のあり方や避難所での過ごし方も変わってくるはずですが。コロナ前と今回のコロナを経験した後では、具体的にどのような取り組み・改善がなされているか伺います。

(7) コロナを経験してきている今、行政におけるリスクマネジメントのあり方も変わってくると思います。市民の命と健康を守るために、更にリスクマネジメントのブラッシュアップが必要不可欠になるでしょう。どのようにお考えなのか、市の見解を伺います。

2 (仮称) 歯と口腔の健康づくり条例の制定に向けて

今回、市長公約および6月の所信表明で発表された「歯と口腔の健康づくり条例(仮称)」について伺います。

私たちが健康で質の高い生活を営む上で、お口の健康は基礎的で重要な役割を果たしていることは今更申し上げるまでもありません。そのお口の健康を保つためには日頃から虫歯や歯周病などの予防に向けた取り組みが極めて重要な事は皆が知る所であります。そこで平成23年(2011)8月10日に、お口の健康を保つための施策を推進し、国民全員が健康で質の高い生活を営むことを目的として、歯科口腔保健の推進に関する法律、いわゆる「歯科口腔保健法」が

国会で衆参全会一致によって、公布、施行されました。

その基本理念ですが、ひとつは「国民が生涯にわたって日常生活に置いて歯科疾患の予防に向けた取り組みを行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを推進する」。二つ目は「乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健法を推進する」。3つ目は「保険、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施設の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健法を推進する」となっています。

令和4年6月21日現在、都道府県においては45道府県で制定されています。全国で最初に制定されたのは、平成20年7月の「新潟県歯科保健推進条例」であります。

市町村については、同じく令和4年6月21日現在、全国173団体で制定されており、その内訳は、市が126団体、特別区が3団体、町が40団体、村が4団体とされています。市町村で最初に制定されたのは平成22年12月の静岡県裾野市の「裾野市民の歯や口腔の健康づくり条例」であります。ちなみに、お隣の日野市では、歯科口腔保健法制定後まもなく条例を制定し、平成25年1月1日から施行しています。そこで以下、質問します。

(1) 多摩市が(仮称)歯と口腔の健康づくり条例の制定を目指そうとする理由を改めて伺います。

(2) 多摩市が条例を制定するまでのスケジュールとして、どのような進め方を考えていますか、お尋ねいたします。

(3) 理念条例ではなく、実効性を伴う条例にすることが大切と考えますが、そのために具体的なお考えがあるのか否か伺います。

一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和4年8月23日

多摩市議会議員 いぢち恭子

多摩市議会議長 いいじま 文彦 殿

質問項目

- 1 続・都立高校入試へのスピーキングテスト導入について
- 2 高齢者の生活支援について

答弁者

市長・教育長等

受付	令和4年8月23日	No.26
	午前11時00分	

項目別質問内容

1 続・都立高校入試へのスピーキングテスト導入について
民間の英語スピーキングテスト「ESAT-J」に関しては6月議会で質問しましたが、その際はまだ実施要項が発表されておらず、確認しきれない部分が複数ありました。そのため、前回の不足を補う形で再度質問したいと思います。
(1) 試験実施の詳細についてお聞きします。以下の6点は東京都教育委員会からどのように示されていますか。
① 試験会場
② 採点基準（何をもって「スピーキング能力」を判定するのか）
③ 試験結果の開示
④ 不受験者の扱い
⑤ ESAT-Jの導入目的
⑥ 採点者との試験データの受け渡し方法
(2) 多摩市では生徒・保護者に対しどのような周知や説明がなされましたか。また、現時点での申し込み状況についてもお答えください。
(3) ESAT-Jの結果は来年1月中旬以降に返却されると聞いていますが、通常であればこの時期には志望校の決定がほぼ終わっています。受験生・保護者・教員それぞれに混乱や動揺が起きる可能性も予測されますが、その点について市の見解と対策を伺います。
2 高齢者の生活支援について
高齢化社会のトップランナーと目される多摩市では、既に高齢化率5割以上の地域も出てきています。定年後の就労、フレイル予防、生きがいづくりや生活サポートなど、市民が何歳になっても「健幸」で暮らせるための施策は本市の重点課題の1つであると考えます。
一方で、健康維持・孤立防止・生活支援を効果的に進めるには、行政のみならず市民の相互協力と積極的参加が必要不可欠です。それは単なる市民の「自助」「共助」推進ではなく、いかに「公助」とリンクして確かな現実的施策につなげるか、ということだと思います。
その観点から、改めて市の「介護事業」及び「健幸まちづくり」の見取り図を描かせていただきたく、以下質問いたします。
(1) デイサービス、健康教室など、市民主体の高齢者支援活動や業務に対して、市はどのような形でサポートを行っていますか。
(2) 永山地域の高齢者見守り事業は、担当者の努力と活躍で大きな成果を上げています。この実績を市全体に広げるため、今後の展開をどのように考えていますか。また、地域包括支援センターは現在どの程度市民に認

項目別質問内容

知され、活用されているのでしょうか。

(3) 多摩市の「健幸まちづくり」構想は概念が幅広く、包括的である点を評価していますが、市民の実感としてはまだまだ漠然としていて捉えがたい、という声も聞こえています。市民を身近で応援してくれるもの、という認識を広めるためには、どのような取り組みが必要だと思われますか。

(4) 高齢者は非常時には「災害弱者」の立場に置かれる可能性が高くなります。日常的な支援やネットワークが機能していなければ非常時対応は難しいですが、逆に高齢者福祉の分野と防災対策をリンクさせて「市民を守る」仕組みを作ることは考えられないのでしょうか。

資料要求欄（資料要求がある場合は、以下に記入してください。）

① ESAT-Jの実施要項